

いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行うための教育活動等

※5…生徒の問題行動等の未然防止、早期解決を図るための組織(学校、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生児童委員、保護者代表等)

必要に応じて保護者説明会等実施

【重大事態の調査組織を設置】
・学校、教育委員会、弁護士、SSW、SC、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者等で構成

【事実関係を明確にするための調査を実施】
・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を速やかに調査する。

【いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供】
・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。

【調査結果を学校の設置者に報告】

【調査結果を踏まえた必要な措置】

いじめ防止対策推進法 第28

【重大事態の定義】
・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
《具体的な例》
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
・いじめが原因と考えられる欠席が30日を超えた。等

学校いじめ対策委員会と連携

【生徒へのいじめの防止等に関する指導内容等】
・いじめの防止等の授業(道徳科の授業等 年間3回)
各学期の最初の月に実施
・毎月、学校生活(いじめ関係等含む)についてのアンケート調査
→実施後、内容を分析し、生活指導主任より報告及び指導等の対応の実施
・ネットリテラシー醸成 ・WebQU ・セーフティ教室 ・SOSの出し方等

【世田谷区の取組】「世田谷区総合教育相談ダイヤル」「せたがやホッと子どもサポート」等
【保護者との連携】「いじめ等保護者アンケート」(今後予定)、気になることについて、電話等での情報共有への協力等

【課題～いじめの未然防止・早期発見・早期対応を行えるようになるためには】
・生徒がいじめについて考え、いじめ防止等を主体的に行う資質の向上
・教員のいじめに関する知識、理解の深化及び対応力の向上

【教職員のいじめの防止等に関する資質の向上等】
・年間3回のいじめに関する研修
各学期最初の月の校内研修会、職員会議等で実施
※研修内容…学校いじめ防止基本方針の確認 重大事態等の事例研究
講師を招聘してのいじめ防止等の対応力の向上 等
・学校評価等のPDCAサイクルによる学校いじめ防止基本方針の改訂

どの子にも！
どの学校でも！
いじめ起こる！
上中は、
これを心に留めて、
常に対応する！

いじめへの対応【流れ】

【情報収集について】
・迅速・正確に記録・記録の文体の統一(5W1H)・情報源の秘密保持・アンケート等活用

事実関係の実態収集、把握及び究明
関係生徒、周囲の生徒等からの聞き取り等

緊急学校いじめ防止対策委員会
校長
副校長
生活指導主任
養護教諭
特別支援教育
コーディネーター
学年主任
当該学級担任
SC※3
SSW※4
その他必要と校長が考える
教職員等

指導方針
の策定

学校運営委員会
世田谷区教育委員会等

職員会議

・いじめを理由とした欠席10日以上→区教委へ

※3…スクールカウンセラー
※4…スクールソーシャルワーカー

いじめの重大事態を確認→赤矢印(※2)の対応へ

いじめの認知(気になる…を重視する！)



定期的(1週間)ないじめの発見、把握及び対応の流れ【緊急時は※1の緊急学校いじめ対策委員会招集】



いじめの未然防止・早期発見・早期対応・経過観察等のための情報共有及び対応等の定期的な体制

【いじめが解消とする定義】
・被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)がやんでいる状態が相当の期間継続していることとし、相当の期間については3か月を目安とする。
・被害者が心身の苦痛を受けていないことを被害者本人や保護者への面談等で確認する。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(いじめ防止対策推進法)

【1…授業等におけるいじめの未然防止等のための対応策】
・このエリアの内容を教職員が研修及び授業等で実施等することにより、いじめを未然に防止する土台を築く。他に、生徒が教職員に相談できる人間関係作りも併せて行っていく！

【2…緊急学校いじめ防止対策委員会の招集、開催】
・定期的な学校いじめ防止対策委員会で認知等できなかった事案に対し、緊急に委員会のメンバーを招集し、いじめの対応を行う流れをこのエリアに示してある。
※教職員はこの流れを各自で把握し、緊急時に管理職及び生活指導主任に指示にて適切に動けるようについておく

・生徒を見守る視線
・いじめに気付く方法
・いじめの発見する視点
・いじめの情報を得る方法
・いじめの予兆等の情報共有 等

【3…定期的に行われている学校いじめ防止対策委員会の確認】※生活指導部会、各学年会内に設置
・いじめに関わると考えられる事案について、些細なことでも定期的に情報共有を図る内容を示すエリア。（本校は定期的に情報共有することをいじめの未然防止等の最大と対策とする。

【4…定期的及び緊急学校いじめ防止対策委員において
いじめの重大事態に該当されると判断された事案への対応】
・いじめ防止対策推進法第二十八条に該当する事案はこのエリアの対応を行う。生命等に関わる事態も考えられるため、対応を迅速、かつ的確に行うための流れを示してある。
※教職員はこの流れを各自で把握し、緊急時に管理職及び生活指導主任に指示にて適切に動けるようについておく。